

総社市告示第30号

総社市商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税種別割課税免除実施要綱（令和4年総社市告示第125号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p><u>総社市商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項及び総社市税条例（平成17年総社市条例第53号。以下「条例」という。）<u>第81条の3</u>の規定により、商品であって使用しない軽自動車等に対する<u>軽自動車税</u>の課税の免除（以下「課税免除」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）軽自動車等 <u>条例第81条の3</u>に規定する軽自動車等をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（商品であって使用しない軽自動車等）</p> <p>第3条 <u>条例第81条の3</u>に規定する商品であって使用しない軽自動車等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす軽自動車等とする。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（課税免除の申請）</p> <p>第5条 課税免除を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、賦課期日の属する年度の4月10日までに、<u>軽自動車税課税免除申請書</u>に、次</p>	<p><u>総社市商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税種別割課税免除実施要綱</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項及び総社市税条例（平成17年総社市条例第53号。以下「条例」という。）<u>第81条の9</u>の規定により、商品であって使用しない軽自動車等に対する<u>軽自動車税種別割</u>の課税の免除（以下「課税免除」という。）をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）軽自動車等 <u>条例第81条の9</u>に規定する軽自動車等をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>（商品であって使用しない軽自動車等）</p> <p>第3条 <u>条例第81条の9</u>に規定する商品であって使用しない軽自動車等は、次の各号に掲げる要件を全て満たす軽自動車等とする。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p>（課税免除の申請）</p> <p>第5条 課税免除を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、賦課期日の属する年度の4月10日までに、<u>軽自動車税種別割課税免除申請書</u></p>

改正後	改正前
<p>に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(課税免除の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは課税免除を決定するとともに、当該申請者に対し、軽自動車税課税免除決定通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、課税免除しないことを決定したときは、当該申請者に対し、<u>軽自動車税課税免除却下通知書</u>により、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>(課税免除の取消し)</p> <p>第7条 市長は、課税免除の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の全部又は一部を取り消し、<u>軽自動車税課税免除取消通知書</u>により、当該課税免除の決定を受けたものに通知するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>	<p>に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(課税免除の決定)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、<u>適当と認めるときは課税免除を決定するとともに、当該申請者に対し、軽自動車税種別割課税免除決定通知書</u>により通知するものとする。</p> <p>2 市長は、前項の規定による審査の結果、課税免除しないことを決定したときは、当該申請者に対し、<u>軽自動車税種別割課税免除却下通知書</u>により、その理由を付して通知するものとする。</p> <p>(課税免除の取消し)</p> <p>第7条 市長は、課税免除の決定を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除の全部又は一部を取り消し、<u>軽自動車税種別割課税免除取消通知書</u>により、当該課税免除の決定を受けたものに通知するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p>

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。